会　議　録			
名　　称	都留市博物館協議会第１回会議	回数	第１回
日　　時	令和８年９月29日（金）10時00分～11時30分		
場　　所	ミュージアム都留研修室		
出 席 者	【委員】井上委員、井澤委員、小俣委員、加藤委員（会長）、酒井委員（副会長）、 髙部委員、田邉委員、森屋委員 【事務局】教育長大竹、生涯学習課長程原、生涯学習課長補佐中村、 ミュージアム都留館長藤本、文化振興担当ﾘｰﾀﾞｰ知念、 文化振興担当下田、文化振興担当三浦、文化振興担当小島		
欠 席 者	奥脇委員、中野委員		
議事内容	次のとおり		

１．開会（司会進行：生涯学習課長補佐中村）

２．教育長あいさつ

３．協議会会長あいさつ

４．報告

ア　資料１　「令和７年度・令和８年度の活動について（報告）」について事務局より説明。

【委員からの質問・意見】

質問・意見無し。

５．議事

ア　資料２－１、２－２「ミュージアム都留基本的運営方針（案）について」について事務局より説明。

【委員からの質問・意見】

井上委員　後継者がいない家庭では資料を手放さざるを得ない状況にあり、今後は高齢化の進展に伴って寄贈の申し出がますます増加すると予想される。そうした場合、市として資料を受け取らない方針であるのか。また、収蔵庫が既にかなり圧迫されている現状において、収蔵庫の新設などの計画はあるのか。

事務局　資料の方針を定める目的は、一律に資料の受け入れを拒絶して選りすぐりを行うことではない。ただし、例えば由来が不明確で「古い道具だからもらってほしい」といったものや、既に当館で十分に保存・収集している民具類など、内容や年代が重複する資料については受け入れが難しい場合もある。

そのため、そうした資料を適切に分類分けするための基準を設け、博物館協議会において諮問・審議していただく仕組みを構築したいと考えている。審議の際には、当該資料に関する説明文書を必ず添付するため、博物館側および審議会側の双方が判断を加味した上で、受け入れの可否を決定する方針である。

また、世代交代や近年の自治会等の縮小に伴い、祭りなどの行事で使用されてきた資料の受け入れ要請についても多く耳にしている。受入決定した資料については適切に保管・保存する義務が生じるため、現在の収蔵庫のキャパシティを勘案し、再整理をしていきたいと考えている。

井上委員　資料 3 ページの「資料処分の透明性の確保」の中に「譲渡」「廃棄」のほかに「交換」という項目がある。譲渡や廃棄の意図は理解できるが、「交換」とは具体的にどのようなケースを想定しているのか。

事務局　当館においてまだ実施した事例はないが、例えば民俗系の博物館等において、内容が重複する資料が 2 点ずつ存在する場合に、他の博物館等との間で資料同士を相互に交換するという事例が考えられる。国が示す標準的な文言として「交換」が含まれているため記載しているが、現時点で当館において交換を計画しているわけではない。あくまで、資料内容が重複する場合の選択肢の一つとしてのイメージである。

酒井委員　博物館の展示に関する方針について確認したい。企画展および特別展は都留市に関連する事柄を中心に取り扱うとのことだが、その下に「都留市に関係することを題材としたものを実施する」と記載されている。これは、都留市に関連しないものの展示は行わないという意味であるか。

事務局　基本的には、都留市の資料を一切使用せず、都留市に全く関係のない企画展を実施するといったことは行わないという意味で、この文言としている。

小俣委員　基本理念、基本方針、運営方針として従来の方針を堅持して運営されている点は非常に素晴らしい。3 つの基本目標や柱については、文化財保存活用計画等における連携の文脈にも包摂される内容であると認識している。

一方で、当初のイメージとして「文化財の保存」に重きが置かれがちであるため、保存だけでなく「活用」の側面にもさらに踏み込んでいくべきだと考える。展示による活用がメインになることは承知しているが、例えば文化財の複製を活用した研究など、展示以外の方法による活用や研究活動に対するハードルが現状ではやや高くなっている。今後は展示以外の面での「活用」のあり方も含めて検討を進めていただきたい。

事務局　委員の指摘の通り、保存と活用は両輪で進めるべき重要事項である。今後の修正において、後半の文言も含めて見直しを行い、保存と活用が一体となった形になるよう調整する。

田邊委員　方針を定める背景として「関連法規の改正」と「社会的ニーズの変化」の双方が挙げられているが、どのような社会的なニーズの変化に対応して今回の方針変更を行ったのか、その理由を詳しく教えてほしい。

事務局　従来、博物館は調査研究機関としての側面や、資料の保管・展示という役割が中心であった。しかし、法改正の流れの中で、ウェルビーイング（社会的福祉や社会的処方）への寄与や、学校教育との連携といった役割が重視されるようになっている。単なる

箱物施設ではなく、社会教育施設として地域と広く繋がることが求められている。
この運営方針の中では十分に明文化しきれていない部分もあるが、例えば老人福祉施設（老健つる）の内覧会を実施して意見を聴取する取り組みや、小・中・高校・大学といった教育機関との連携を強化し、地域学習や探究学習など新学習指導要領のニーズに対応していく姿勢を打ち出している。追加すべき事項等があれば、ぜひご意見をいただきたい。

加藤議長　小学校との連携についても、単に「連携する」とするだけでなく、学校や教育委員会側からどのようなニーズ（連携副教材の作成など）があって実施するのかという具体的な背景や目的を盛り込むことで、事業の方向性がより明確になるのではないかと感じた。

森屋委員　運営方針に関して意見と質問がある。運営方針にも記載のある、博物館の 4 大機能（資料収集、保管、展示、調査研究）のうち、「調査研究」だけ具体的な説明がされていない。調査研究は収集・保管・展示のすべての基盤であり、調査研究の還元は、展示だけでなく、図録の刊行等の成果還元等を含めて明文化しておくべきである。今後は何年度にどういう調査を行うかといった具体的な計画も必要になってくるため、調査研究の項目を明確に立てるべきである。レファレンスの項目もここに含むべきものである。
また、収集の対象について「都留市に関連するもの」とあるが、それらを収集して、ミュージアム都留がどのような固有のコレクションを形成していくのかという「コレクション形成の目的」を明確にすることが重要と考える。
質問として、保管の項目に「害虫検査」との記載があるが、現在はどのような検査を実施しているのか。

事務局　いただいたご意見を踏まえ、方針を修正したい。
なお、現在行っている害虫検査については、十分な体制が整っているとはいえないのが実情である。過去には市販の誘引式トラップを設置していた事例もあるが、逆に虫を誘き寄せる原因になるため適切な方法ではないと考えている。
今後は、県立考古博物館等で実施されているような、粘着テープを用いた簡易的なトラップを設置し、捕獲された虫の種類を分析するといった手法から、予算の制約も考慮しつつスモールスタートで実施していきたい。

イ　資料３　「寄託資料の今後の方針について」、について事務局より説明。

【委員からの質問・意見】

小俣委員　参考資料として県立博物館の事例を拝見したが、資料の受け入れについて、ほぼすべての事例において受け入れているのか、あるいは職員が事前に十分精査した上で協議に上げられているのか。また、最終的な受け入れの可否は全会一致や多数決など、どのような形式で決定するイメージか。

事務局　博物館の職員が事前に精査した上で必要なものをピックアップし、資料として提示する仕組みとしている。基本的には事前に調整を行った上で協議に諮るため全会一致に近い形を想定しているが、収蔵庫のキャパシティに限界があるため、本当に受け入れるべき資料であるかについては慎重に擦り合わせを行っていく。
文化庁から収蔵資料の廃棄に関する基準等が示された場合は適宜対応することになるが、基本的には委員の皆様に協議いただいた上で受け入れるという手続きを想定している。

小俣委員　つまり、提示された内容を確認し、協議の上で決定するというイメージでよいか。

事務局　然り。

井澤委員　私が県立博物館の立ち上げ期に在籍していた当時は、すべて対面審議で行われており書面審議の制度はなかった。システム化による効率化の一環と理解する。
博物館では本来、協議会、専門委員会（資料収集委員会）が別個に存在し、専門性の高い人材が資料の価値を判断する体制が望ましい。ミュージアム都留の場合は協議会が併用するような形を想定しているとみられるが、民俗資料や古文書など分野ごとの専門的判断ができる体制が重要。

事務局　今後の運用ルール策定に向けて、内部でも検討を深めてまいりたい。小さな博物館であるため専門委員会を完全に独立させることは難しいものの、資料の取りこぼしがないような拾い出し体制を検討する。

井澤委員　もう１点、現在寄託を受けている資料について、今回の方針適用を機に返却が行われるケースはあるか。

事務局　返却が生じる可能性はある。寄託解除の手続きに関連して、博物館設立初期に一時的な倉庫として預かったような資料も存在するため、所有者との間で個別に折衝を行っていく必要がある。

森屋委員　情報共有として申し上げるが、ミュージアム都留設立前の教育委員会時代に「永年寄託」として預かった資料が存在し、田野倉の倉庫を取り壊した際に発見し、レスキューはしたが、今後、取り扱いをどのようにしていくか課題を感じていた。他にも同様の資料がある可能性があるため、教育委員会時代の寄託資料については、取り扱いを留意されるとよいと思う。

加藤議長　貴重な情報提供として承る。本件についての協議は終了とする。続いて、その他事項について事務局から説明を求める。

ウ　資料４　「【諮問・答申】ミュージアム都留基本的運営方針（案）の内容及び寄贈・寄託資料の今後の運用について」について事務局より説明。

【委員からの質問・意見】

事務局　今回の協議事項について、委員の皆様から答申をいただく形を想定している。答申案の作成にあたっては、「1.ミュージアム都留基本的運営方針について承認し、令和９年度

運用開始の「第 7 次都留市総合計画」の内容に基づき修正の上、改めて公開を求めること。」「2.寄贈・寄託資料の今後の運用における受け入れ判断の可否については、書面審議等の柔軟な協議方法を導入することを求めること。」の 2 点を盛り込んでいる。本案はあくまで現時点のものであるため、本日の会議および今後のメール等のやり取りを通じて修正を行いたい。運営方針については今年度中の公開を目指しており、10 月中、1ヶ月程度で調整を図る予定である。修正案が整い次第、書面等でお示しし、問題がなければ告示・展開していく手順で進めたい。

加藤議長　事務局からの説明に対して何か質問はあるか。特に異議がなければ、今後 1 ヶ月程度の意見聴取期間を設けてスケジュール通り進めることとする。

（異議なし）

7　その他

事務局よりミュージアム都留企画展についてご案内。

【委員からの質問・意見】

髙部委員　当方が所属する協力会は現在 36 名程度で活動し、ボランティアなどの巡視活動も行っている。先般実施された企画展「明治 40 年の大水害」や今般の増田誠に係る企画展など、非常によい催しであるため、多くの方に来館いただきたい。

8　閉会